

会 議 録

1 会議名

第6回浦川原区地域協議会

2 議題（公開・非公開の別）

（1）諮問（公開）

- ・上越市浦川原運動広場（野球場・トレーニング棟）の廃止について
- ・横住総合交流促進センターの廃止について

（2）協議（公開）

- ・「上越市過疎地域持続的発展計画（案）について」の諮問に対する答申について

（2）報告（公開）

ア 市からの報告

- ・「地域協議会に関する意識調査」結果を受けた取組について

イ 会長報告

ウ 委員報告

- ・中学生との意見交換会について

（3）その他（公開）

- ・浦川原区地域協議会委員研修会について

3 開催日時

令和3年9月8日（水）午後6時30分から7時55分まで

4 開催場所

浦川原コミュニティプラザ

5 傍聴人の数

1人

6 非公開の理由

—

7 出席した者（傍聴人を除く）氏名（敬称略）

- ・委 員：赤川義男、池田幸博副会長、小野正広、春日清美、北澤誠、北澤正彦、五井野利一、杉田和久、藤田宏裕会長、宮川勇、村松進副会長
- ・事務局：浦川原区総合事務所横田所長、小嶋次長、大橋次長、産業グループ山本グループ長、滝澤主幹、建設グループ渡辺グループ長、市民生活・福祉グループ市村グ

ループ長、春日上席保健師長、教育・文化グループ山崎グループ長、総務・地域振興グループ北澤班長、向井主任、西條主事、スポーツ推進課吉田課長、石田副課長、倉石係長、農村振興課栗和田課長、自治・地域振興課田中課長、岡村係長

8 発言の内容

【藤田会長】

- ・ 会議の開会を宣言。
- ・ 出席者は11人。欠席者は、相澤委員。
- ・ 上越市地域自治区の設置に関する条例第8条第2項の規定により、委員の半数以上が出席しているので、会議が成立する旨を報告。
- ・ 会議録の確認：北澤正彦委員に依頼。

【藤田会長】

それでは、次第の「2 諮問」に入る。

今回は、「公の施設の適正配置計画」に記載されている3つの施設の廃止についての諮問である。はじめに、「上越市浦川原運動広場（野球場・トレーニング棟）の廃止について」、担当のスポーツ推進課吉田課長に説明をお願いします。

【吉田課長】

本施設については、昨年9月28日の地域協議会において、上越市公の施設の適正配置計画の策定にあたり説明させていただき、施設の今後の方向性を「令和3年度をもって廃止」として計画に記載したところである。本日は諮問として、改めて説明させていただく。

諮問第72号「上越市浦川原運動広場（野球場・トレーニング棟）の廃止について」である。諮問理由は、「浦川原運動広場の野球場は、利用者が少なく、近隣に同様の施設があることから、また、トレーニング棟については、同広場内に設置している施設であり、利用者が少ないことから、浦川原運動広場（野球場・トレーニング棟）を公の施設として廃止することに関し、浦川原区の住民の生活に及ぼす影響という観点から意見を求めるもの」である。

廃止する施設の概要について説明する。施設名称は「上越市浦川原運動広場」である。敷地面積は14,809.29平方メートルで、全体の6割ほどを有償で借地している。施設の機能としては、野球場、屋外照明塔、バックネット、防球ネット、駐車場、トレーニング棟が設置されている。昭和59年に整備した施設で、築年数は36年となる。年間の維持管理経費は、令和2年度実績で372万1千円であり、そのうち土地の借上料が214万3千円となっている。

利用状況については、建設当初は、早朝野球やナイター野球、ジュニアの野球やサッカー

の活動が盛んに行われていたが、人口減少や少子高齢化、スポーツの多様化などによって年々利用者は減少し、直近の平成28年度から令和2年度までの5年間では野球場の年間平均利用件数は58件、利用者数は1,125人であり、市内の野球場において最も利用が少ない施設となっている。現在の利用団体は、少年サッカー1団体が週1回定期利用しているほか、不定期で一般サッカー1団体が利用している。

トレーニング棟は、年間平均利用件数が86件、利用者数は1,017人であり、現在の利用団体は幼年野球1団体のみで、週3回程度利用している。

今後、少子化が一層進展していくと見込まれる状況の中、利用者数の減少傾向は続くものと想定している。

こうした状況を踏まえ、教育委員会では、今後の施設の在り方について、令和元年度から令和2年度にかけて、利用者であるサッカー団体や幼年野球団体、地権者の皆さん等に説明し、意見を伺ってきたところである。

サッカー団体からは、利用実態や老朽度から廃止はやむを得ないとの理解をいただき、活動は従前から利用している月影の郷グラウンドを中心に継続できる、との意見をいただいている。また、幼年野球団体からは、屋内練習場としての機能を確保してほしいとの要望をいただいております。三和区、吉川区、浦川原区、大島区の混成チームの練習場所として、4つの地域には、三和体育館、吉川体育館、浦川原体育館、大島ふれあい館、学校体育館などが複数あることから、こうした施設を紹介しながら利用調整を図ってきている。

以上のことから、冒頭でお示したように、令和3年2月に策定した「公の施設の適正配置計画」では、浦川原運動広場（野球場・トレーニング棟）は、令和3年度をもって廃止する方向とし、利用団体やスポーツクラブ、地権者の皆さんにはこのことについて改めて説明させていただき、理解を得ている。

なお、施設の廃止後、借地部分については、設置している施設や設備等を撤去し、原状に回復して地権者に返還することとしている。説明は以上である。

【藤田会長】

今ほどの説明に対して、質問や意見はあるか。

【宮川委員】

トレーニング棟については、現在幼年野球チームが週3回利用しているということだが、今後、体育館を利用するようになった場合、打撃練習ができる状況になるのかお聞きしたい。

【山崎グループ長】

屋内体育館となると利用上の様々な制限もある。野球団体とのこれまでの利用調整の中で、

浦川原中学校の体育館の下にピロティがあり、そこは地面が土、砂となっており、団体の代表者に現地の確認をしていただいたところ、この場所での打撃練習は可能であり、また、守備練習などもできるというお話をいただいている。このピロティを利用する方向で、今後使用条件も整えながら進めてまいりたいと考えている。なお、ピロティは学校施設であるので、学校長の了解も得て、団体と調整に入っている。

【宮川委員】

浦川原中学校の体育館の下は、外壁で遮断されていないと思うが、特に冬場になれば条件的には悪い状況であり、そこで練習するということになる子どもたちがかわいそうではないかと思うが、練習環境を整える策として何か考えているか。

【山崎グループ長】

冬期間の練習も含めて、これから詳細について団体と相談をさせていただくこととしており、学校の了解も得て進めている段階であるので、ご指摘の点については団体と検討、相談していきたい。

【春日委員】

野球の用具については野球場にある小屋に置いているほか、トレーニング棟にもいくつか置いていたかと思う。今後、用具の置き場はどうなるのか。

【山崎グループ長】

道具によっては持ち帰ることができない道具もあろうかと思う。とはいえ、学校施設の一部であるので、学校運営に支障がないような形の条件設定も含めて、用具の置き場についても相談を進めていきたい。

【藤田会長】

他にあるか。無ければ私から質問させていただく。1点目は、今ほどの説明で、トレーニング棟については、5か年平均で年間86件、1,017人の利用があるということであったが、件数や人数などの廃止となる基準はあるのか。仮に基準がなかった場合、5か年平均のこの利用実績について、私は決して利用頻度が少ないとは思えず、利用頻度が低いという判断については承服できない。聞いている範囲では、計画的に火、木、金曜日で予定を組んで利用している。2点目は、トレーニング棟は私有地なのか市有地なのか。3点目は、代替施設を用意してあるとのことだが、先ほどの説明ではこれから調整するとのことである。諮問するに当たって準備不足ではないか。4点目は、トレーニング棟は冬期間閉鎖しているのか。先ほど宮川委員の発言のように、浦川原中学校の体育館の床下は、高いと言っても打撃練習が実際にできるのか。

【吉田課長】

始めに、基準についてであるが、年間86件の利用が少ないのか多いのかという基準は持ち合わせていない。ただ、実質一団体がその場所を占有して、他の方が借りられない状況である。多い少ないという話ではないと思っている。次に、土地の所有については、この場所は民地である。施設廃止後に原状に復して地権者に返還する。

【山崎グループ長】

トレーニング棟の代替として中学校のピロティの話をさせていただき、打撃練習については、代表の方との話し合いでは可能だと伺っている。ただし、体育館の照明や、その他の設備もあるので、団体の意向も伺いながら学校との調整を行っていく。それから、代替施設の方向性についての対応が不十分という点について、これまで、屋内施設の利用が可能かどうか、関係課等と協議をしてきたが、条件が難しい所もあり、また、団体との話し合いでは、現在行っている練習を継続したいという意向も伺っている。これらの条件の中で、中学校のピロティということで話を進めているところである。なお、施設の廃止については団体から了解をいただいた上で、今後の活動が継続できるように進めていくということで現在に至っている。次に、トレーニング棟の冬期間の利用については、現在、冬期間も利用いただいている。

【藤田会長】

今ほどの課長の「1団体が占有している」という発言は誤解があるのではないかと。他の団体が使えないという言い方で、廃止の理由にはならないと思う。

【吉田課長】

トレーニング棟については、実質1団体の利用となっていて、占有しているような状況の中で年間86件の利用があるという説明をさせていただいたつもりでいた。当然、1団体の占有が廃止の理由になる訳ではない。

【春日委員】

現在、浦川原の野球チームはどのような混成になっているのか。浦川原だけでチームを組むことができず、吉川と一緒にやっているという話を聞いているが、吉川区でも練習しているのか。

【山崎グループ長】

これまで浦川原、大島、吉川の3区の子どもたちで活動していたところに、三和区の子どもたちも加わっている。吉川区にも三和区にもグラウンドがあるので屋外での活動拠点としながら、施設の空き状況によっては浦川原の野球場を利用いただくこともある。

【春日委員】

活動のメインは浦川原なのか。

【山崎グループ長】

私が聞いている限りでは、三和区のグラウンドでの活動回数が多いと伺っている。

【村松副会長】

私が聞いた話では、浦川原区の教育・文化グループから、トレーニング棟を今年度中、早ければ夏の終わりまでに明け渡すように言われたとのことであった。諮問の前であり、このようなことは言うべきでないと思う。利用を継続するのであれば借地料を払ってほしいという話も耳にした。公の施設であるので借地料という話は一切あってはならないと思う。また、以前、当時の野澤副市長が来られて、練習を視察し、監督、保護者、総合事務所などの関係者と意見交換会をした際、副市長は、継続して利用できる方向で検討するという話をしたと聞いているが、この点について聞きたい。

【横田所長】

話が少し混在しているので、整理させていただきたい。まず、施設の廃止については、スポーツ推進課長が説明したように利用団体の皆様にも話をして、施設を廃止することについて了解をいただいた上で、本日の諮問という形をとらせていただいている。

施設の廃止に伴って屋内練習機能をどこかに確保したいという話は、スポーツ団体も市も同じ考え方の中で他の場所を一緒に探してきたところである。今、村松副会長から話があった内容は少し前の状況である。山崎グループ長が申し上げた、団体と市が互いに中学校のピロティが良いのではないかと状況になったのは、ごく最近のことである。ここであれば、バッティングマシーンを設置してバッティング練習もできるし、ピッチング練習も守備練習もできるということである。中学生の皆さんは、この場所を実際に体育の授業で使っている。私も実際に見てきたが、高さは3メートルほどあるので、のびのびと体育授業を受けていた。詳細についてはこれから詰めていくが、双方がある程度の合意に至っているというのが今日時点での話であるので、状況がこのように変わってきているということを村松副会長には理解いただきたい。また、本日の諮問に当たっては、このような条件が整った上で正式に諮問という形をとらせていただいている。

【藤田会長】

今、諮問については当たり前だという所長の発言であるが、これについては、廃止ありきという形で諮問をされているのか。

【横田所長】

最初にスポーツ推進課長が申し上げたとおりである。この間、利用団体の皆さんとは十分に時間をかけ、協議を重ねて今日に至っている。地域協議会の皆様には、昨年の7月から9月の3か月間をかけてこの話をさせていただき、9月には適正配置計画について具体的な表現を含めてお示しをして、その文言のとおり、令和3年2月に適正配置計画に登載をさせていただいたところである。本日は、それを念頭に諮問させていただいている。この間、適正配置計画についても、改めて関係の皆様には説明し、4月28日には町内会長連絡協議会の総会の場においても、事前に配付した資料を用いて説明を行った。また、総合事務所だより「だんらん」にもその内容を掲載して全世帯に配布させていただいた。総合事務所として説明を尽くせる限りは尽くしてきたと考えている。そういったステップを踏んだ上での本日の諮問であるので、ご理解いただきたいと思う。

【藤田会長】

今ほどの説明を聞いて皆さんよろしいか。今回の諮問は、野球場とトレーニング棟を別にするわけにはいかないのか。2つ合わせて廃止あるべきということだが、村松副会長の話を聞いて、非常に奇異に感じている。意見統一がなされていないと思っている。

【吉田課長】

私どもも利用団体の方と話をしており、廃止については了解をいただいて、別の場所も自分たちの目で確認した中で決めようとしている。今後の施設の廃止を見据えて次のステップに進んでいる。これを分ける分けないというよりは、今利用いただいている方々から施設の廃止について理解いただいた上で諮問させていただいたという状況である。

【藤田会長】

借地料50万円を払えばいいとか、前副市長の野澤さんが「残してやってはどうか」というような発言をされていったことに対する回答をもらっていない。

【横田所長】

いろいろな状況の中で、双方が何度も顔を合わせて話し合いを重ねてきた。会長がおっしゃった場面はその一部である。今現在は、団体代表の方とは中学校のピロティで自分たちの活動が確保されるように調整しているということで、私の中では、しっかりと課題を共有する中で、解決に向けた道をきちんと共に進めてきており、協議が整う見通しがついたということで諮問させていただいている。答えになっているかわからないが、現在、そこまでの段階に状況が変化し、整ってきているということである。

【藤田会長】

十分に使用団体と話をしているところでよいか。その他に意見はあるか。

【赤川委員】

全部で総面積が約15,000平方メートル位の中で、6割の借地があるということだが、地権者は何人くらいなのか。

【吉田課長】

5者である。

【赤川委員】

約6割が借地ということで、4割の約6,000平方メートル、1,800坪くらいが市の所有で残ると思うが、廃止になった場合、市として払下げ等は考えているか。

【吉田課長】

現状では、まずはしっかり管理をしていきたいと考えている。また、民間の方が5者いらっしゃるるので、その方々の土地利用も含めた中で将来的に考えていきたい。

【赤川委員】

原状回復については宅地に戻すのか。元々は田だったかと思うが。

【吉田課長】

地上部分に建つ建物や施設を撤去するというところで理解いただきたい。

【藤田会長】

他にあるか。これについては、我々に諮問する前にすでに耳に入ってきたのは、特定の不動産業者がまとめているというような話や、所長の話と食い違う所も多々あるので、これをこの場でどう整理すればよいのか。私は今回の諮問についてはもう少し整理していただいてからでいいのではないかと考えているがいかがか。

【横田所長】

今日は、地域協議会での正式な諮問手続きである。私どもは最終的に諮問ができる状況が整ったので説明をさせていただいている。地域協議会の皆様には、今日の私どもの説明内容を受け、答申に向けて協議いただくというのが基本的なところになる。こういった課題に対しての解決は、日々進んでいくものであるので、今日この場所で説明したことが最新の情報であり、それを前提に答申に向けて協議いただければと思う。

【藤田会長】

会長とすれば、代替とされている中学校の床下、この部分をきちんと整理して、このような形になって、今の屋内練習場になり得たという形になってからでも遅くないのではないか。

【横田所長】

繰り返しになるが、団体の代表の方とは、ここでやろうということまで話をさせていただいている。使用にあたっての多少のしつらえはあるが、それほどこの施設を探そうと、替わる場所があったとしても当然ついてくるものであり、既存のスペースを有効に工夫して使う話である。団体の代表の方とは、これで話を固められるのではないかという見通しを持たため、私どもは今日この場に臨ませていただいている。

【藤田会長】

委員の皆さんからは市の説明を聞いていただき、発言もあった。総合的なことも含めて、最後にお聞きして採決したいと思っている。

【小野委員】

中学校体育館のピロティを代替施設として使うことを団体の方とよく相談したという経緯は十分理解できたし、ありがたい話だと思う。ただ、そのピロティを使うに当たっては、設備的な不具合や足りないものが必ず出てくるはずなので、その費用などに対して行政としてバックアップをしっかりとっていただきたい。仮に足りないものが生じた場合に地域活動支援事業を使うことになってしまうのは良くないと思う。ここまで話を詰めるのであれば、前もって設備の足りないものを話し合いながら、修繕などを進めていただくことが必要だと思う。実際に不具合がないように進めていただければこの話はいいと思っている。

【藤田会長】

他にあるか。無ければ、この諮問に対して、諮問どおり賛成の方は挙手をお願いします。

(委員の挙手)

8人が賛成ということである。私と両副会長は賛成できないとしたが、多数決であるので、廃止についての諮問は承ることにしたい。ここで、スポーツ推進課の皆さんからは退席していただいて結構である。

(スポーツ推進課退席)

【藤田会長】

次に、(2)「横住総合交流促進センターの廃止について」、担当の農村振興課栗和田課長に説明をお願いします。

【栗和田課長】

諮問第73号「横住総合交流促進センターの廃止について」である。本施設についても、昨年9月28日の地域協議会において、上越市公の施設の適正配置計画の策定に際して説明させていただき、施設の今後の方向性を「令和3年度をもって廃止」として計画に登載した

ものである。本日は諮問として改めて説明させていただく。

資料2をご覧いただきたい。諮問理由については、「特定の地域団体の利用が主であり、宿泊体験交流施設『月影の郷』に機能を移転することから、横住総合交流促進センターを公の施設として廃止することに関し、浦川原区の住民の生活に及ぼす影響という観点から、意見を求めるもの」である。

参考資料1の「横住総合交流促進センターの利用状況等について」説明する。施設名称は「横住総合交流促進センター」であり、木造2階建て、延床面積は、402.46平方メートルである。この施設については、農業及び林業の構造改善を推進し、地域農林業の振興を図るとともに、コミュニティ活動の場を提供することにより、地域住民の交流による地域の連帯感を醸成し、もって活力ある農村地域社会の形成に資するために整備したものであり、平成9年12月に供用を開始した。

利用者は平成26年度までは年間1,000人を超えていたが、年々減少傾向にあり、令和2年度は新型コロナウイルス感染症などの影響もあって140人となっている。施設の主な利用者は、横住町内会、追出町内会及び月影雅楽保存会に限定されており、その他の利用としては、市主催の会議や選挙、JA主催の説明会がある。

施設管理における収支状況は記載のとおりである。地区の団体利用は減免となっていることから、使用料収入はごくわずかである。また、施設を維持管理するためにかかる公費負担もある。

こうした状況を踏まえ、市では今後の施設の在り方について、平成27年度から令和2年度にかけて、月影地区協議会、月影地区の7町内会の皆様に状況を説明し、意見を伺ってきた。

センターを主に利用している横住町内会、追出町内会からは、町内会の集会は月影の郷を利用したり、町内会長の自宅で行うなどにより、施設の廃止について理解をいただいている。また、月影雅楽保存会には、月影の郷など他の施設の利用が可能であることを説明し、理解をいただいている。

以上のことから、冒頭に申し上げたとおり、令和3年2月に策定した「公の施設の適正配置計画」では、横住総合交流促進センターは令和3年度をもって廃止する方向とし、同年2月に月影地区の各町内会の皆様に改めて説明させていただき、理解をいただいている。

私からの説明は以上である。

【大橋次長】

続いて、私から、「横住総合交流促進センターの廃止に伴う投票所及び指定緊急避難場所の取扱いについて」補足説明資料に沿って説明させていただく。

横住総合交流促進センターは、現在、投票所及び指定緊急避難場所になっているが、施設の廃止に伴い、令和4年4月1日から月影の郷に変更となる。変更については、該当の町内会の皆様に説明をさせていただき、了解いただいていることを報告させていただく。

【藤田会長】

栗和田課長と大橋次長から説明いただいた。これを踏まえて質問や意見はあるか。
無ければ、この諮問に対して、諮問どおり賛成の方は挙手をお願いします。

(委員の挙手)

満場一致であり、この件は了解することとする。ここで、栗和田課長は退席していただいて結構である。

(農村振興課長退席)

【藤田会長】

次に「3 協議」に移る。「上越市過疎地域持続的発展計画(案)について」の諮問に対する答申についてである。

資料3をご覧ください。上越市過疎地域持続的発展計画(案)についての答申案である。前回の地域協議会で皆様から了解をいただいているので、「令和3年7月29日付け上自第27069号の2で諮問のあった、諮問第71号:上越市過疎地域持続的発展計画(案)について、地域住民の生活に支障はないものと認めます」として本日付けで答申することとする。

【藤田会長】

次に「4 報告」に移る。自治・地域振興課に関連する内容であり、「(1)市からの報告」を先に行う。「地域協議会に関する意識調査」結果を受けた取組について、自治・地域振興課田中課長に説明をお願いします。

【田中課長】

まず、「地域協議会に関する意識調査」について、経過も含めて補足させていただく。

地域協議会に関する意識調査は、前期の委員を対象に令和2年2月に実施し、委員活動を振り返っていただきながら、それぞれの委員の率直な意見や考えを聴いたものである。この調査には、前期委員の8割を超える313人から回答いただいた。その後、市では自由記述を含めた全ての内容を確認しながら、一件一件を趣旨ごとに集計して調査結果を取りまとめ、今年の3月に現在の委員の皆様へ集計結果をお送りした。

この度、いただいた意見から、今後の地域協議会の運営や活動に必要と思われる改善・取組項目を整理したので、資料4を基に説明させていただく。内容は市において取り組んでい

くものと、各地域協議会においても取り組むかどうかということについて検討していただきたいことを記載したものである。

はじめに「1 概要」である。「地域協議会に関する意識調査」の回答から、改善を要すると考えられるものについて、市、そして各地域協議会において、比較的速やかに取り組むことが可能な項目を「短期的に実施が可能な取組」として整理した。

一方、当市の地域協議会制度などのあり方に関わり、検討に時間を要すると見込まれる事項については、「市として中長期的に検討を要するもの」として整理し、令和6年の次期委員の改選を目途に検討を継続していきたいと考えている。

次に「2 調査結果を受けた取組について」である。記載した項目は、各設問に対する回答を「具体的にどのような分野、部分に関するものなのか」という観点から整理し、回答の多かった主な課題について、短期的に実施が可能な取組と中長期的に検討を要するものに分類したものである。

また、市議会からいただいたアドバイスや提案は、資料において下線を引いて示している。

まず「2-1 短期的に実施が可能な取組」である。「(1) 市が取り組むこと」として、ア、イ、ウの3つに区分した。1つ目は、アの「周知」に関する内容である。「仕事や家庭等との両立が難しかった」、「職場等からの理解を得るために工夫した」といった、職場や家庭等からの理解の向上や地域協議会の認知度向上に対する意見が多かったことから、市としては、委員活動の円滑化・活発化のために理解や協力依頼、周知の促進に取り組んでいきたいと考えている。

2つ目は、イの「情報共有」に関する内容である。「他の地区の地域課題をもっと情報提供してほしい」といった、地域や他の区の情報収集や共有に関する意見が多かったことを受け、市としては、これらの取組を強化していきたいと考えたものである。

3つ目として、ウの「元気事業」に関する内容である。地域協議会が市とともに地域課題の解決に取り組む手法として、「地域を元気にするために必要な提案事業」というものがあるが、これについて、「基本的なイメージや方法が共有できなかった」、「制度自体の認識がなく活用を想定していなかった」といった事業の目的や活用方法の認知度不足に関する意見が多かったことから、市として、この認知度向上に取り組んでいきたいというものである。

次に、「(2) 各地域協議会において取組の検討をお願いしたいこと」として、ア、イ、ウの3つに区分した。1つ目は、アの「意見交換」に関する内容である。「地域課題の解消に向けた取組には地域団体等との意見交換や情報共有が必要」といった、地域の団体等との情報共有に関する意見が多かったことから、地域との話し合いの一層の活性化に取り組むこ

とについて検討いただきたいということで記載したものである。もちろん、全ての協議会がこのような状況でないことは承知しているが、意見として多かったことを受けての提案である。

2つ目は、イの「会議運営」に関する内容である。「開催日時が不定期で予定が立てにくい」、「月1回の会議では足りない」といった、開催日時や回数に対する意見や、「先進地域への研修視察」や「各委員の発言の機会がない」といった、研修機会や議論における発言の活発化に対する意見が多かったことから、開催日時や回数の柔軟な設定や各委員に発言を求める配慮、分科会やグループワークといった小規模な話し合いの場を設けることによる発言しやすい雰囲気づくりについて検討をお願いしたいというものである。

3つ目は、ウの「情報発信」に関する内容である。「地域の皆さんなどから協議会の活動に関心を持ってもらうため、地域協議会だよりをより親しみのある内容にしていく」といった、地域協議会だよりを活用した協議会への関心の向上に対する意見が多かったことから、例えば自主的審議事項の進捗状況の掲載など、地域協議会だよりの紙面づくりの工夫に取り組むことについて検討いただきたいというものである。

続いて、「2-2 市において中長期的に検討を要するもの」として、委員の皆さんからいただいた意見を整理したものである。①委員資格について、②委員の公募公選について、③委員の追加・補充選任について、④議論の深化・活発化について、⑤報酬の要否について、これらについて、意見として多かったのだが、制度そのものに関わることとして中長期的に検討を要すると整理をしたものである。

あわせて、市議会からの意見として、資料に下線を引いているが、「地域協議会の役割が分からない委員がいるので研修をするべきだ」という提案があった。各地域協議会や委員個人が地域協議会の役割などを再度確認したいということで研修を希望されるようであれば、随時事務局に相談いただきたいと思う。

また、今回は地域協議会に関する意識調査ではあったが、「地域活動支援事業」についても意見をいただいております、また、「地域を元気にするために必要な提案事業」について「分かりにくい、使いにくい」といった意見があったので、それらも含めて中長期的に検討していくということで整理したものである。

次に「3 今後の予定」である。いただいた意見をもとに取組を整理し、「(2) 各地域協議会において取組の検討をお願いしたいこと」については、今後の地域協議会においてぜひ検討いただき、検討の結果を反映するべきところは反映していただければと考えている。

市として短期的に取り組むことについては、取り組めるところから順次実施していきたい

と思っている。中長期的に検討を要するものは、次期委員の改選を目指して、見直しをするのであれば令和4年度末までには確定に向けて進めていきたいと考えている。なお、この点については、市議会でも継続して審議が進んでいるので、市議会の審議の結果も受けて、市として引き続き検討していきたい。以上で説明を終わる。

【藤田会長】

今ほどの説明に対して、質問や意見はあるか。

【北澤正彦委員】

前期の委員を対象に行われたということは、令和元年にとられたものか。

【田中課長】

令和2年2月に行った調査である。任期満了前にアンケートを回収している。

【北澤正彦委員】

意識調査は、これだけのものでしかないのだが、これをまとめるのに1年半もかかるのか。何の理由があったのか。これだけの回答をまとめるのに、1年半もかかるのは考えられない。

【田中課長】

以前に、アンケート全般をとりまとめた冊子のような形でお配りをさせていただいたが、そのとりまとめに時間がかかりすぎか否かというのは何とも申し上げられないが、いただいた意見を1件ずつ見た時に、設問に対する回答なのだがよくよく見ると他の項目にも及んでいるのではないかとということ进行分析したり、特に自由記載の部分について1件毎に精査し、分類する作業で随分時間がかかった。それらを踏まえて、この資料のたたき台を作って市議会に説明したところ、いくつかアドバイスをいただいた点もあって、それを修正してここまで時間がかかったというのが正直なところである。

【北澤正彦委員】

それであれば、もう少し細かな内容でも良いのではないか。この資料をみると大雑把な集計結果でしかないような感じを受けてしまう。ましてや地域協議会の今後の在り方という話であれば、せつかく調査結果をまとめた内容をもう少し反映してもよかったのではないか。

私は、今年、市議会の総務常任委員会が開催した「地域自治」に関する意見交換会に出席した。総勢60人くらいの参加者だったかと思うが、その8割ほどが地域協議会委員であったと思う。その時に私が耳にした地域協議会の皆さんが思っている内容とこの資料とでは随分差があるので、もう少し中身のある意識調査の報告を出していただければよかったのかなと思う。この内容に関して、今後私たちに提示する方法というのはないのか。令和4年の市としての見直し案が出るまでは今回の意識調査をまとめたものの詳細を出す計画もないのか。

【田中課長】

この度は、意識調査を集計した結果を受けて、すぐに取り組みそうなものをまずは整理したものである。中長期的に時間がかかると思われるものは、ここでは、それに対する市の見解までは記載していない。市議会では今年度末あたりを目途に提言を出すということで、先ほど言われた勉強会もその一環かと思うが、現在協議をしてもらっている。大切な仕組みであるので、市の独断ということではなくて、市民の代表である市議会からの提言を十分踏まえた上で検討を加えていく必要があり、委員改選までのスケジュールを考えて、令和4年度末をひとつのポイントとして整理したものである。

意識調査そのものは以前にお配りしたというように理解しているが、50ページほどのものである。これを見ていただいて評価をいただければと思っている。ちなみに勉強会はこの意識調査を踏まえた市議会の勉強会ではないと思っていたので、おそらくこの意識調査の結果とそこから出てきた短期的な取組という課題と、勉強会で出てくるような課題がぴったり一致しないということだろうと思う。

【藤田会長】

他にあるか。無ければ、4ページの「⑤ 報酬の要否について」、これは私の持論であり、自分のエリアを自分たちで運営していくという自治の趣旨は十分理解できるので、条例で無報酬としてやっているから28区の会長会議でも提案するのだが、ある方は、そういうお金をいただいてしまうと自由に発言できなくなってしまうという方もいらっしゃる。けども、弁当代にもならないようでは、委員になることはできないというような方もいらっしゃる。このように極端に2つに分かれると思うが、これは賛否をとる問題ではなく、常識的な範囲の中で、どうするかということ協議いただければと思う。私も、いろいろな役員をさせていただいているが、出席させていただくと5,000円や6,000円など、こんなにいただいでよいのかと思うような会合も実際にある。そのような全体的なバランスを考えた上で考えを示していただければと思っている。また、女性の参加が少ないことについて、皆さんは口を閉じているが、改善する必要があるのではないかとと思っている。もう一つ気になるのは、「地域を元気にするために必要な提案事業」や「地域活動支援事業」は、首長が代われれば当然変わってくるのだろうとは思いますが、「根本的な見直し」と記載されているのは廃止もあり得るという意味を含んでいるのか。

【田中課長】

報酬について様々な意見、考えがあることは承知している。この制度は、合併前に当時の皆さんが一生懸命考えてできあがった制度であり、その目的や思いというものも承知してい

る。今、ここでは市としての考えを記載していないが、これから市議会の皆さんの提言も含めて議論していく。結果的にどうなるかというのは、今は何とも申し上げられないが、元気事業や地域活動支援事業についても、私どもは、現時点では、この事業を継続するという前提で改善に向けて検討するというスタンスでいるので、ある意味では白紙かもしれないが、廃止ありきではない。

【藤田会長】

他にあるか。

無ければ、ここで、自治・地域振興課のお二人からは退席していただいて結構である。

(自治・地域振興課退席)

【藤田会長】

次に、「(2) 会長報告」については今回持ち合わせていない。

続いて、「(3) 委員報告」に移る。「中学生との意見交換会について」村松副会長から報告をお願いします。

【村松副会長】

8月31日に実行委員で集まって協議した。中学校の担任は白鳥先生で、生徒数は23人である。見学する候補地については、4地区に分けて検討した。下保倉地区は、日光寺と山田あき歌碑。末広地区は、飯室神楽と山本ぶどう園。月影地区は、谷集会所と月影雅楽、木造聖観音像。中保倉地区は、小麦平の六角堂と虫川の大スギである。全部で9つの候補地をあげた。これをもって、私が中学校に行き先生と打ち合わせをしていく予定である。なお、山崎グループ長に相談した結果、市のマイクロバスを2台手配できる日が10月27日水曜日であり、その日に中学生と委員の皆さんで現地視察をしたいので、日程の確保をお願いしたい。ただ、小麦平から飯室までとなるとかなりの距離があり、マイクロバスで全てを回るのは不可能であるので、学校と内容や時間について打ち合わせをしながら決めていきたい。決まり次第皆さんに報告させていただく。

【藤田会長】

これについて、意見や質問はあるか。

無ければ、「5 その他」に移る。「浦川原区地域協議会委員研修会について」、事務局から説明をお願いします。

【北澤班長】

研修会について、正副会長と事務局で調整し、資料5の開催要項案としてまとめたので説明させていただく。

今回の研修会は、月影地区の皆さんとの意見交換会において、集落のいわゆる「終活」について、地域協議会でも考えてほしいとの意見を踏まえて開催するものである。

日時は、講師の都合もあって11月22日月曜日、午後6時から開催する。会場は、浦川原地区公民館3階の講堂を予定している。主催は、浦川原区地域協議会で、講師は、島根大学教育学部教授の作野広和氏である。テーマは、仮として「集落の無住化とむらおさめ」としているが、今後教授と相談していく。参加者は、浦川原区地域協議会委員であるが、一般に公開しての開催とする。

次第については、午後6時に開会し、藤田会長のあいさつの後、教授から90分間講演いただき、質疑応答を含めて午後8時には終了したいと考えている。説明は以上である。

【藤田会長】

これについて、意見や質問はあるか。

無ければ、「6 次回の会議日程」である。次回の地域協議会は、10月6日、水曜日の午後6時30分から、浦川原コミュニティプラザで行う。

以上で第6回浦川原区地域協議会を閉じる。

9 問合せ先

浦川原区総合事務所 総務・地域振興グループ

TEL : 025-599-2301 (内線 305)

E-mail : uragawara-ku@city.joetsu.lg.jp

10 その他

別添の会議資料もあわせてご覧ください。